

議第百十五号

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年九月十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一一の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 岐阜県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年岐阜県条例第九号）による掛金の減免に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第一一の項に次の三号を加える。

5 東日本大震災その他の大規模災害により被災した私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校等に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者等に対する授業料等の軽減のための補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

6 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

7 二十歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二一の項第二号中「第二号」を「第三号」に、「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）」を「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第一号及び第三号」を「第二号及び第四号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

1 別表第二一の項第

生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進

<p>一号に掲げる事務</p>	<p>学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの</p>
-----------------	---

別表第二二の項に次のように加える。

<p>4 別表第一一の項第六号に掲げる事務</p>	<p>児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>5 別表第一一の項第七号に掲げる事務</p>	<p>児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第三知事の項中「知事」を「一 知事」に改め、「生活保護関係情報」の下に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表に次のように加える。

<p>二 教育委員会</p>	<p>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第</p>	<p>知事</p>
	<p>掲げる事務</p>	<p>別表第一一の項第六号に</p>

百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県心身障害者扶養共済制度条例による掛金の減免に関する事務について個人番号及び必要な特定個人情報を利用することができるようにする等のため、この条例を定めようとする。